

選挙よろず相談所の開設について

(趣旨)

- 1 明るい選挙を実現するためには、まず選挙のルールを知り、それを守っていただくことが重要です。

本年4月の統一地方選挙に関し、有権者、候補者および運動員の皆様の選挙に関する問合せに応じ、選挙の正しいルールの啓発および周知に努め、明るい選挙の推進を図るため「選挙よろず相談所」（以下「相談所」という。）を開設します。

(相談員)

- 2 相談所の相談員には、福井県選挙管理委員会の職員が当たります。

(相談所の場所)

- 3 相談所の場所は、次のとおりです。

福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階選挙管理委員会室内

電話 0776-20-0357

(開設時間)

- 4 相談を受ける時間は、次のとおりです。

平日 午前8時30分～午後5時15分

(午後0時から午後1時を除く。)

(開設期間)

- 5 相談所の開設期間は、2月9日(月)から統一地方選挙の市町の選挙期日(4月26日(日))までとします。